

# 日本学生支援機構 給付奨学金の概要

## 1. 制度の趣旨

日本学生支援機構の給付型奨学金制度は、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、返還不要の奨学金を給付することにより、進学を後押しすることを目的としています。

## 2. 対象

- ① 住民税非課税世帯（家計支持者が住民税（市町村民税）所得割を課されない）の生徒
- ② 生活保護世帯（家計支持者が生活保護を受給）の生徒
- ③ **社会的養護を必要とする生徒**

社会的養護を必要とする生徒等の場合は、以下の施設等に入所等していること（又は18歳時点で入所等していたこと）

- ・児童養護施設
- ・児童心理治療施設
- ・児童自立支援施設
- ・自立援助ホーム（児童自立生活援助事業を行う者）
- ・ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業を行う者）
- ・里親

## 3. 給付金額

### (1) 月額

| 進学先                                     | 国立   |            | 公立   |            | 私立   |            |
|---|------|------------|------|------------|------|------------|
|   | 自宅通学 | 自宅外通学      | 自宅通学 | 自宅外通学      | 自宅通学 | 自宅外通学      |
| 大学<br>短期大学<br>高等専門学校（4年生）<br>専修学校（専門課程） | 2万円  | <b>3万円</b> | 2万円  | <b>3万円</b> | 3万円  | <b>4万円</b> |

※1 社会的養護を必要とする学生・生徒は、「自宅外通学」の月額。

※2 国立の大学等の授業料の全額免除を受ける場合には、給付金額が減額されます。  
自宅外通学：3万円→2万円、自宅通学：2万円→0円

### (2) 一時金

**社会的養護を必要とする学生・生徒は、入学時に、一時金として「24万円」が「月額」と併せて振り込まれます。**

## 4. 推薦基準と選考・推薦

- 各高等学校等において、「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン※3）」に基づき、推薦基準を策定し、策定した基準により選考されます。

※3 ガイドライン（抜粋）

学力及び資質について

社会的養護を必要とする生徒等であって、次のいずれかの要件を満たしていること

- ・特定の分野において特に優れた資質能力を有し、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者
- ・進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

- 各高等学校等は、機構が示す推薦枠の範囲内で基準を満たす者を推薦します。
- **ただし、社会的養護を必要とする生徒は、推薦基準を満たす者全員が推薦可能となっています。**

## 5. 申込先・申込期間

**在学する高等学校 概ね5月～7月（各高等学校等において設定）**